

令和 8 年度 第 1 回 国立市いじめ問題対策委員会

日 時：令和 8 年 5 月 2 9 日（金）午後 6 時 3 0 分～午後 7 時 3 0 分

場 所：市役所 3 階 教育委員会

出席委員：小林委員長、山田委員、長谷川委員、小暮委員、大島委員、坪坂委員、
田島委員、増井委員

次 第

1 国立市教育委員会あいさつ

2 委員長あいさつ

3 議事

（1）報告 1 「令和 8 年度の取組について」

（2）報告 2 「令和 7 年度の国立市立学校におけるいじめの状況について」

（3）協議 1 「いじめに関する授業への参加」について

1 国立市教育委員会あいさつ

2 委員長あいさつ

3 議事

（1）報告 1 「令和 8 年度の取組について」

- ・ 10 月～12 月に委員が 1 人 2 回
- ・ 市立校のいじめに関する授業を視察する計画を提示
- ・ 日程表から選ぶ方式で決定

（2）報告 2 「令和 7 年度の国立市立学校におけるいじめの状況について」

令和 7 年度の重大事態は 0 件であること、各種認知件数が報告された。中学生の PC・携帯による誹謗中傷の認知が肌感覚より少ない印象である。

現在のカウントに対面以外の書き込みが含まれているか精査が必要である。発見の起点となる学校アンケートの設問項目を確認する。

いじめ指導と情報モラルは密接に関わるため、国の人権教育基本計画に基づき、情報の拡散力や「発信側の観点」を重視した教育・校内研修が必要である。

（3）協議 1 「いじめに関する授業への参加」について

弁護士による授業だけでなく道徳の授業も含める（法 15 条に基づく）。外部講師と担任の授業を比較・分析する。

学校の負担にならぬよう簡易的な指導案（略案）を事前共有してもらい、授業後に 15 分程度の意見交換（フィードバック）を行う。発達段階に応じた様々な学年をバランスよく視察する。